

# 自然公園における廃屋対策に係る法制度の整備 および財政支援制度の創設

- 自然公園における廃屋の増加は、公園機能の低下、景観の悪化、危険性の増大をもたらしているため、撤去等を円滑に行えるよう法制度の整備および財源支援制度の創設を図られたい。

【提案・要望先】 環境省

## 1. 提案・要望内容

### (1) 自然公園内の廃屋の撤去に向けた法制度の整備

- 国立公園・国定公園内で、廃屋の撤去等を円滑に行うための法制度の整備

### (2) 廃屋の撤去を行うにあたり財政支援制度の創設

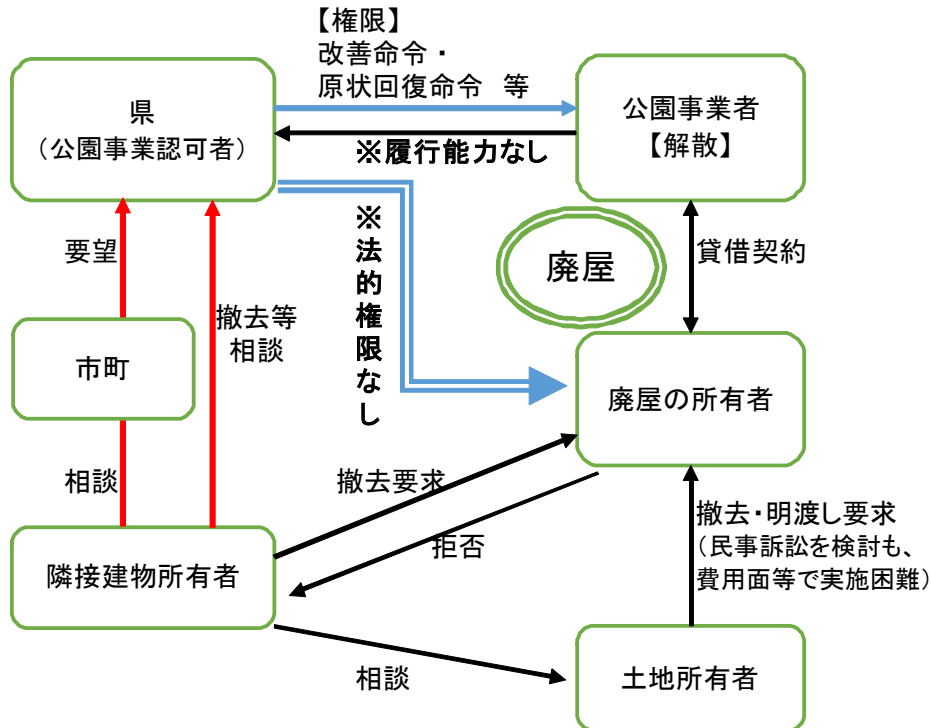
- 国立公園・国定公園・県立自然公園内で、廃屋化した建物の撤去に係る費用を財政的に支援する制度の創設

## 2. 提案・要望の理由

- 県内の自然公園事業施設等については、宿泊施設等の廃屋化が進行しており、公園利用に係る機能の低下、景観の悪化のみならず、公園利用者や近隣建物等の安全性が脅かされる事態が生じている。
- 自然公園法上は改善命令・原状回復命令・罰則等の法的措置が規定されているが、相手方が既に履行能力を失っている場合がほとんどであり、命令等を行っても実行性は乏しい。
- また、土地所有者が建物所有者に対して建物の撤去・土地の明渡請求訴訟を行うことが可能であるが、裁判手続きや関係者との調整等の手続きが煩雑で長期間かかること、裁判費用が多額となること、さらには権利者の確認に労力を要する場合などもあり、容易には進められない。
- 公園事業者や土地所有者に代わり、国・地方公共団体が土地の取得や廃屋の撤去を円滑に行えるよう、関係法令を整備するとともに、地方公共団体が撤去等を実施する場合は、多額の費用を賄うために国が財政支援を行う仕組みを策定することが必要である。

## (本県の取組状況と課題)

### ●本県における廃屋の一例



- ・廃屋の老朽化により隣接の建物が破損するおそれがあり、所有者から県に撤去等の協力依頼。
- ・公園事業者は資産保有会社から施設等を賃借し事業を運営していたが、解散している。
- ・公園事業者と施設所有者とは別法人であり、自然公園法上の改善命令等を施設所有者に行うことはできない。
- ・また、県は事業者に対して、自然公園法上の権限があるが、事業者は解散しており、撤去に向けた実効性のある対応を取ることは難しい。
- ・廃屋撤去には億単位の財政負担が発生する。

[参考写真] 廃屋の状況(左：部材が剥落

右：隣接建物近くに部材が落下)



担当：琵琶湖環境部自然環境保全課  
自然公園・企画係  
TEL 077-528-3481